イ　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）における「地質調査」に係る令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ウ　参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構理事長から「北海道地区」において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

オ　当該業種区分における令和２年度の当機構の作業成績が、平均で60点未満でないこと。

⑵　入札参加者を選定するための基準

競争参加者の指名基準について（平成15年10月１日付け経会第24号・鉄業契第７号通達）に定める指名基準による。

なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、地質調査業者登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第718号）に基づく登録状況、役務の実績並びに配置予定の技術者の資格、役務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

⑶　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

３　入札手続等

⑴　担当支社等　〒060―0002 札幌市中央区北二条西一丁目１番地（マルイト札幌ビル６階）独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構　北海道新幹線建設局　契約課　電話011―231―3489　FAX011―251―6841　電子メールアドレス keiyaku.spp@jrtt.go.jp

⑵　競争参加資格の申請の時期及び場所

上記２⑴イに掲げる競争参加資格の認定に係る申請は、当機構事業監理部工事契約監理課において、随時受け付ける。

⑶　入札説明書の交付期間及び方法

ア　交付期間　令和４年１月24日（月）から令和４年４月11日（月）まで。

イ　交付方法　当機構ホームページからダウンロードすること。

アドレス：https://www.jrtt.go.jp/

なお、参加表明書様式及び別冊資料をダウンロードするためにはパスワードが必要であり、パスワードは電子入札システムにおける本案件の調達案件概要欄に掲載する。

ただし、やむを得ない事情により上記交付方法により難い者は、⑴に連絡し、別途交付方法について指示を受けること。

⑷　参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、２⑴イに掲げる競争参加資格の認定を受けている者とする。

なお、令和４年１月24日（月）において当該資格の認定を受けていない者については、後日行う予定の入札公示に示すところに従い参加表明書を提出することができる。

⑸　参加表明書の提出方法、期間及び場所

参加表明書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、参加表明書の容量が10MBを超える場合又は契約担当役の承諾を得て紙入札方式に移行した場合は、提出先へ持参、郵送（書留郵便に限る。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メール（押印省略をする場合に限る。）により提出すること。

なお、提出書類は表紙を１頁とした通し番号を付すこと。

ア　受付期間　令和４年１月24日（月）から令和４年２月８日（火）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、９時30分から17時まで。

イ　提出先　⑴に同じ。

⑹　競争参加者の決定等　２による審査後、契約担当役が適当であると判断した応募者を競争参加者として決定する。

なお、競争参加者として決定した者に対しては、指名通知書を交付する。

⑺　入札方法、入札の締切及び開札の日時、場所

ア　入札方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、契約担当役から承諾を得て紙入札方式へ移行した場合は、⑴へ持参又は郵送（配達証明付郵便に限る。）すること。

イ　入札の締切日時

令和４年４月11日（月）12時

ウ　開札の日時及び場所　開札は、令和４年４月12日（火）９時30分に当機構北海道新幹線建設局にて行う。

⑻　入札価格内訳書の提出　第１回の入札に際しては、入札書に記載される金額に対応した入札価格内訳書を提出すること。

⑼　入札執行回数　入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

⑽　入札の辞退　入札参加者は、入札書（再度の入札を行う場合の入札書を含む。）を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

ただし、辞退者に対し詳細な辞退理由書及びその裏付けとなる客観的な資料の提出並びにその内容について説明を求める場合があるので、その場合は、辞退者はこれを拒否することができないものとし、拒否した場合は不誠実な行為とみなして指名停止等の措置を行うことがある。

なお、入札を辞退した者は、辞退を理由として、以後の指名等において不利益を受けることはない。

４　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　免除

イ　契約保証金　免除

⑶　入札の無効　以下のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア　本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札

イ　参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

エ　入札価格内訳書を提出しない者等のした入札

⑷　落札者の決定方法

ア　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

イ　落札者となるべき者の入札価格が契約事務規程第25条に基づく調査基準価格を下回る場合は、契約事務規程第26条の調査を行うものとする。なお、調査の内容は入札説明書によるものとする。

⑸　品質確保対策　本件の公示日現在における配置予定主任技術者の手持ち業務に、当機構発注の低入札役務がある場合は、当該技術者の手持ち業務量の制限を当初の設定から半減させる。

なお、この制限は本役務の履行期間中も継続するものとする。

⑹　手続における交渉の有無　無

⑺　契約書作成の要否　要

⑻　関連情報を入手するための照会窓口

３⑴に同じ。

⑼　詳細は、入札説明書による。

５　契約に係る情報提供の協力依頼

次のいずれにも該当する契約先は、当機構から当該契約先への再就職の状況、当機構との間の取引等の状況について情報を公開することとなりましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、詳細については、入札説明書を参照して下さい。

⑴　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

⑵　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること。